

【佐伯市内で転居による転校がある場合】

- (1) 市民課および各振興局市民サービス課で転居の届出をした後、教育委員会学校教育課で転校の手続きをしてください。
- (2) 転校の手続き後、**転入・転出の異動通知書**を発行します。
- (3) 転校前の学校に**「転出の異動通知書」**を提出し、**「在学証明書」「教科書給与証明書」**をもらってください。
- (4) 転校先の学校に**「転入の異動通知書」「在学証明書」「教科書給与証明書」**を提出してください。

【佐伯市内から市外へ引っ越す（転出届）場合】

- (1) 市民課および各振興局市民サービス課で転出の届出をした後、教育委員会学校教育課で転出の手続きをしてください。
- (2) 転出の手続き後、**「転出の異動通知書」**を発行します。
- (3) 転校前の学校に**「転出の異動通知書」**を提出し、**「在学証明書」と「教科書給与証明書」**をもらってください。
- (4) **「転出証明書」「在学証明書」「教科書給与証明書」**を持って転出先の市区町村で転入届と転入学の手続きをしてください。

※(4)については引っ越し先の市区役所または町村役場にお問い合わせください。

【市外から佐伯市内に引っ越す（転入届）場合】

- (1) 市民課および各振興局市民サービス課で転入の届出をした後、教育委員会学校教育課で転入の手続きをしてください。
- (2) 転入の手続き後、**「転入の異動通知書」**を発行します。
- (3) 新しく通学する学校に**「転入の異動通知書」と前在籍校からもらった「在学証明書」と「教科書給与証明書」**を提出してください。

各種届出で不明な点がありましたら下記にお問い合わせください。

佐伯市教育委員会 学校教育課 0972-22-4064